

# 千葉県報

定例  
令和8年3月6日

第14123号

千葉県報

令和8年3月6日(金曜日)

### 主要目次

○	救急病院の認定	一
○	救急病院の申出の撤回	二
○	土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	三
○	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	三
○	解除予定保安林	三
○	道路区域の変更(二件)	三
○	道路の供用開始	四
○	教育委員会告示	四
○	千葉県登録有形文化財の登録	四
○	千葉県指定無形文化財保持者の追加認定	四
○	千葉県指定有形民俗文化財の指定	四
○	千葉県登録有形民俗文化財の登録	四
○	教育委員会教育長告示	五
○	千葉県指定有形文化財の指定の解除	五
○	公安委員会告示	七
○	警備員等の検定の実施(二件)	七
○	警備員検定合格者審査の実施	八
○	人事委員会公告	八
○	令和八年度千葉県警察官採用試験(県内第一回)の実施	一
○	令和八年度千葉県警察官採用試験(県外共同募集)の実施	一

### 告示

#### 千葉県告示第百一十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和八年三月六日

千葉県知事

熊谷 俊人

名

称

所

在

地

認定の有効期限

千葉県医学部附属病院	千葉県中央区亥鼻一丁目八番一 号	令和十一年一月十七 日
医療法人社団普照会 井上記念病院	千葉市中央区新田町一番一六号	〃
独立行政法人国立病院機 構 千葉医療センター	千葉市中央区椿森四丁目一番二 号	〃
医療法人社団福生会 斎藤芳災病院	千葉市中央区道場南一丁目一二 番七号	〃
医療法人社団晴山会 山病院	千葉市花見川区花見川一、四九 四番地三	〃
医療法人社団翠明会 山王病院	千葉市稲毛区山王町一六六番地 二	〃
医療法人社団誠馨会 千葉中央メディカルセン ター	千葉市若葉区加曾利町一、八三 五番地一	〃
社会医療法人社団菊田会 習志野第一病院	習志野市津田沼五丁目五番二五 号	〃
医療法人社団愛友会 田沼中央総合病院	習志野市谷津一丁目九番一七号	〃
医療法人社団保健会 津保健病院	習志野市谷津四丁目六番一六号	〃
船橋市立医療センター 医療法人一条会(社団) 一条会病院	船橋市金杉一丁目二一番一 号 市川市北国分四丁目二六番一 号	〃
国立健康危機管理研究機 構 国立国府台医療セン ター	市川市国府台一丁目七番一 号	〃
医療法人社団嵐川 中央病院	市川市下貝塚三丁目二〇番三 号	〃
医療法人社団康栄会 安病院	浦安市北栄四丁目一番一八 号	〃
順天堂大学医学部附属 安病院	浦安市富岡二丁目一番一 号	〃
医療法人社団清志会 本病院	松戸市小金きよしヶ丘二丁目七 番一〇号	〃

医療法人社団曙会 中央病院	流山	流山市東初石二丁目一三二番地 の二号	〃
医療法人社団協友会 葉愛友会記念病院	千	流山市鱒ヶ崎一番地の 一	〃
医療法人社団太公会 孫子東邦病院	我	我孫子市柴崎一二二番地の 一	〃
アビコ外科整形外科病院	我孫子市	我孫子市我孫子四丁目二二番 二 二号	〃
医療法人社団創造会 和台病院	平	我孫子市布佐八三四番地二 八	〃
東京慈恵会医科大学附属 柏病院	柏市	柏市柏下一六三番地一	〃
医療法人聖峰会 岡田病 院	岡田病 院	柏市末広町二番一〇号	〃
医療法人社団聖秀会 光ヶ丘病院	聖	柏市光ヶ丘団地二番地三 号	〃
成田赤十字病院	成田	成田市飯田町九〇番地一	〃
医療法人社団愛信会 倉中央病院	佐	佐倉市栄町二〇番地四 号	〃
医療法人みつや会 新八 街総合病院	新八 街	八街市八街ほ一三七番地一	〃
医療法人甲辰会 海保病 院	海保病 院	八街市八街ほ三八六番地	〃
医療法人社団東光会 総白井病院	北	白井市根三二五番地の二の 一	〃
千葉県立佐原病院	香取市	香取市佐原イ二、二八五番地	〃
医療法人積仁会 島田総 合病院	島田総 合病 院	銚子市東町五番地の三	〃
医療法人社団三愛会 塚病院	君	茂原市高師二番地の八	〃
社会医療法人社団正朋会 宍倉病院	正朋会	茂原市高師六八七番地	〃
医療法人社団貴志会 菅 原病院	菅 原病 院	茂原市高師町二丁目二番地一	〃
医療法人社団上総会 山	山	茂原市町保三番地	〃

之内病院	勝浦市出水一、二二一番地	〃
医療法人SHIODA 塩田病院	勝浦市出水一、二二一番地	〃
いすみ医療センター	いすみ市苅谷一、一七七番地	〃
医療法人鉄蕉会 亀田総 合病院	鴨川市東町九二九番地	〃
医療法人明星会 東条病 院	鴨川市広場一、六一五番地	〃
鴨川市立国保病院	鴨川市宮山二二三番地	〃
鋸南町国民健康保険鋸南 病院	安房郡鋸南町保田三五九番地	〃
医療法人萩仁会 萩原病 院	木更津市木更津一丁目一番三六 号	〃
国保直営総合病院君津中 央病院	木更津市桜井一、〇一〇番地	〃
医療法人鎗田病院	市原市五井八九九番地	〃
医療法人芙蓉会 五井病 院	市原市五井五、一五五番地	〃
医療法人社団琢心会 辰 巳病院	市原市辰巳台東五丁目五番地の 一	〃
千葉県循環器病センター	市原市鶴舞五七五番地	〃
医療法人大町会 新八街 総合病院	八街市八街ほ一三七番地一	令和十一年一月三十 一日

千葉県告示第百二十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一  
条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があった。

令和八年三月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

名 称	所 在 地
医療法人社団太公会 邦病院	我孫子市我孫子一、八五一番地の 一
医療法人みつや会 新八街総合 病院	八街市八街ほ一三七番地一

千葉県告示第百十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和八年三月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 成田市北須賀字中外埜一、六二七番二四九の一部、一、六二七番三〇三の一部及び一、六二七番三〇四の一部(別図のとおり)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
- 三 当該区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和八年三月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 成田市北須賀字中外埜一、〇五七番八の一部、一、〇五七番九の一部、一、六二七番二四九、一、六二七番三〇三の一部及び一、六二七番三〇四の一部並びに字上外埜一、六三一番四の一部(別図のとおり)
- 二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

令和八年三月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 解除予定保安林の所在場所 南房総市富浦町丹生字関口二一五番二、二一六番七、二一六番九
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

千葉県告示第百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和八年三月六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐倉印西線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
佐倉市飯野字見通し八七三番一地先から萩山新田字外荒ク二六六番六地先まで	前 後	五・八メートルから六・四メートルまで 七・〇メートルから二二・八五メートルまで	二五五・一〇メートル 二五五・一〇メートル

千葉県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和八年三月六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東金片貝線

変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長			
区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
東金市家徳字南桜田三〇一番一地先から字大橋下四五八番四地先まで	前A + 後A B	一三・一〇メートルから二〇・三五メートルまで 一一・三五メートルから二〇・四三メートルまで 一三・一〇メートルから一九・六五メートルまで	一三六・八五メートル 一三六・八五メートル 一三六・八五メートル
			摘要 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

千葉県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年三月六日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和八年三月六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年三月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道東金片貝線	東金市家徳字南桜田二九四番三地先から字大橋下四六一番一地先まで

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第十号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第十九条の二第一項の規定により、次に掲げる有形文化財を千葉県登録有形文化財として登録した。

令和八年三月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

名称	員数	所有者	所在地
千葉県立東金高等学校記念館（旧千葉県立東金高等学校西洋作法室）	一棟	千葉県	東金市東金一、四一〇番地二
千葉県立東金高等学校茶室（旧千葉県立東金高等学校茶室）	一棟	千葉県	東金市東金一、四一〇番地二

千葉県立東金高等学校正門（旧千葉県立東金高等学校正門）	一基	千葉県	東金市東金一、四一〇番地二
見性寺 欄間「波・雲に龍」（武志伊八郎信由関連作品）	一点	宗教法人 見性寺	富津市相川字白坂九六六番地、九六七番地
見性寺 欄間「人物像」（武志伊八郎信由関連作品）	一对	宗教法人 見性寺	富津市相川字白坂九六六番地、九六七番地
加納家史料（千葉県発行政関係資料）	一、六八六点	一宮町教育委員会	長生郡一宮町一宮二、四六〇番地（一宮町中央公民館）

千葉県教育委員会告示第十一号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第二十条第五項の規定により、次に掲げる者を千葉県指定無形文化財武術 立身流の保持者として追加認定する。

令和八年三月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

氏名	生年月日	住所
加藤 敦	昭和六十二年十月一日	千葉県稲毛区

千葉県教育委員会告示第十二号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第二十六条第一項の規定により、次に掲げる有形民俗文化財を千葉県指定有形民俗文化財として指定する。

令和八年三月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

名称	員数	所在地
四季耕作図	十二面 （元六曲一双）	旭市イの一、三二六番地（地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院医学資料館）

千葉県教育委員会告示第十三号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第三十二条の二第一項の規定により、次に掲げる有形民俗文化財を千葉県登録有形民俗文化財として登録した。

令和八年三月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛			
名	称	員数	所有者
鴨川の鯛万祝（房総の万祝資料）		一着	鴨川市教育委員会
		所在地	鴨川市横渚一、四〇一番地六（鴨川市郷土資料館）

## 教育委員会教育長告示

## 千葉県教育委員会教育長告示第一号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第五条第三項の規定により、次に掲げる千葉県指定有形文化財の指定は解除された。

令和八年三月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

名称	指 定 告 示	解 除 年 月 日
大山寺不動堂 附 棟札（享和二年 在銘）	平成七年千葉県教育委員会告示第二号	令和八年一月十五日

## 公安委員会告示

## 千葉県公安委員会告示第一号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

令和8年3月6日

千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生

- 検定に係る警備業務の種類及び級  
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務 1級
- 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日  
(1) 学科試験  
令和8年6月9日（火曜日）午前10時から午後1時まで  
(2) 実技試験  
令和8年7月25日（土曜日）午前9時から午後1時まで
- 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所  
(1) 学科試験  
千葉県中央区新田町4番22号 サンプライト7階  
(2) 実技試験  
千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター

## 4 受検定員及び受検資格

## (1) 受検定員

10人

## (2) 受検資格

千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 受検申込手續等

## (1) 受検申込手續

## ア 申込方法

受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

## イ 受検申込票受付期間等

令和8年4月27日（月曜日）から5月1日（金曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## (2) 受検者決定通知

受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。

なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。

## (3) 検定申請手續等

## ア 検定申請手續

受検者として決定された者は、規則別記録様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

## イ 検定申請受付期間等

令和8年5月18日（月曜日）から22日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで  
ウ 添付書類

<p>(ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面）</p> <p>(イ) 4 (2) アに該当する者は、合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面</p> <p>(ウ) 4 (2) イに該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(エ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）</p> <p>(4) 検定手数料等</p> <p>ア 検定手数料 16,000円</p> <p>イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、検定申請書提出時に納入すること。</p> <p>なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問合せ先 千葉県警察本部長生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>	<p>(2) 実技試験 千葉県美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター</p> <p>4 受検定員及び受検資格 (1) 受検定員 20人</p> <p>(2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等 (1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受検申込票受付期間等 令和8年4月27日（月曜日）から5月1日（金曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。</p> <p>なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 検定申請受付期間等 令和8年5月18日（月曜日）から22日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類 (ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面） (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に</p>
<p><b>千葉県公安委員会告示第2号</b></p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。</p> <p>令和8年3月6日</p>	
<p>千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生</p> <p>1 検定に係る警備業務の種類及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 (1) 学科試験 令和8年6月9日（火曜日）午前10時から午後1時まで 令和8年7月25日（土曜日）午後1時から午後5時まで なお、学科試験の合格者数により、令和8年8月1日（土曜日）午前9時から午後5時までとすることがある。</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 (1) 学科試験 千葉市中央区新田町4番22号 サンライスト7階</p>	

（金曜日）  
令和8年3月6日

第14123号  
報

氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 検定手数料等

ア 検定手数料

16,000円

イ 納入方法

現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、検定申請書提出時に納入すること。  
なお、既納の検定手数料は、還付しない。

6 問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

**千葉県公安委員会告示第3号**

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査を次のとおり実施する。  
令和8年3月6日

千葉県公安委員長 寺 嶋 哲 生

1 審査に係る警備業務の種類及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第1号に規定する空港保安警備業務 1級
  - (2) 規則第1条第1号に規定する空港保安警備業務 2級
  - (3) 規則第1条第2号に規定する施設警備業務 1級
  - (4) 規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級
  - (5) 規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 1級
  - (6) 規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級
  - (7) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級
  - (8) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級
  - (9) 規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 1級
  - (10) 規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級
- 2 審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日  
令和8年6月9日(火曜日)午前10時から午後1時まで
- 3 審査に係る学科試験及び実技試験の実施場所  
千葉市中央区新田町4番22号 サライト7階
- 4 審査対象者及び審査定員  
次のとおりとする。ただし、規則附則第7条第2項の規定に該当する者を除く。  
(1) 1(1)の審査対象者及び審査定員  
規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国

家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 1人

(2) 1(2)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 1人

(3) 1(3)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 1人

(4) 1(4)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 1人

(5) 1(5)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 1人

(6) 1(6)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 1人

(7) 1(7)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 1人

(8) 1(8)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 1人

(9) 1(9)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 1人

(10) 1(10)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 1人

5 審査申込手続等

(1) 審査を受ける資格

ア 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員

イ ア以外の者で千葉県公安委員会が交付した旧規則第8条の合格証を有するもの

(2) 審査申込手続

ア 申込方法

審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備

付けの審査申込票に必要事項を記入し、(1)アに該当する者にあつては住所  
(審査希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業  
所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、(1)イに該当する者にあつては千葉  
県内のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う  
申込みは、受け付けない。

イ 審査申込票受付期間等

令和8年4月27日(月曜日)から5月1日(金曜日)まで(千葉県の休日に関  
する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午  
前9時から午後4時まで

(3) 審査申請者決定通知

審査申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が審査の申請をできる者(以下  
「審査申請者」という。)を決定し、審査申込票を受理した警察署を経由して審査申  
請者決定通知を行う。

なお、審査希望者が審査定員を超過した場合は、抽選により審査申請者を決定す  
る。

(4) 審査申請手続等

ア 審査申請手続

審査申請者として決定された者は、審査申請書に必要な事項を記入し、添付書類と  
ともに審査申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 審査申請受付期間等

令和8年5月18日(月曜日)から22日(金曜日)までの午前9時から午後4  
時まで

ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営  
業所に属することを疎明する書面)

(イ) 旧規則第8条の合格証の写し

(ウ) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長  
さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に  
氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(5) 審査手数料等

ア 審査手数料

4,700円

イ 納入方法

現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、審査申請書提出時に納入するこ

と。

なお、既納の審査手数料は、還付しない。

6 問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

### 人 事 委 員 会 公 告

令和八年度千葉県警察官採用試験(県内第一回)の実施

職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)第六条の規定  
により、令和八年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和八年三月六日

千葉県人事委員会委員長 高 梨 國 雄

一 試験職種、採用予定時期及び試験の方法(この採用予定人員

試験職種	採用予定時期	試験の方法	採用予定人員
警察官A(男性)	令和八年十月以降又は令和九 年四月以降	教養試験 基礎能力検査	六七名程度
警察官A(女性)	令和八年十月以降又は令和九 年四月以降	教養試験 基礎能力検査	二〇名程度
警察官B(男性)	令和八年十月以降又は令和九 年四月以降	教養試験 基礎能力検査	一七名程度
警察官B(女性)	令和八年十月以降又は令和九 年四月以降	教養試験 基礎能力検査	一七名程度

二 職務の内容

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する任務に従事する警  
察官としての職務

三 給与

この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の  
給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)等の規定により、原則として次  
の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。

試験職種	適用給料表	職務の級	号給
警察官A(男性)及び警察官A(女性)	公安職給料表	一級	二九号給
警察官B(男性)及び警察官B(女性)	〃	〃	一三三号給

備考 警察官A(男性)及び警察官A(女性)については大学卒業、警察官B(男性)  
及び警察官B(女性)については高等学校卒業の場合を示してある。

四 受験資格

試験職種	採用予定時期	学 歴	年 齢 ・ 性 別
		学 歴	年 齢 ・ 性 別

警察官A (男性)	令和八年十月以降	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学を卒業した者又は令和八年九月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格がある者	平成三年四月二日以後に生まれた男性
警察官A (女性)	令和八年十月以降	一 学校教育法に規定する大学を卒業した者又は令和八年九月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格がある者	平成三年四月二日以後に生まれた女性
警察官B (男性)	令和八年十月以降又は令和九年四月以降	警察官A(男性)の学歴に該当しない者	平成三年四月二日から平成二十年四月一日までに生まれた男性
警察官B (女性)	令和八年十月以降又は令和九年四月以降	警察官A(女性)の学歴に該当しない者	平成三年四月二日から平成二十年四月一日までに生まれた女性

<p>日本の国籍を有しない者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者及び平成十一年改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は、受験できない。</p> <p>五 試験の方法 試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験合格者でなければ受験することができない。</p> <p>1 第一次試験</p>	
試験の方法	内 容
試験の内容	警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官A(男性)及び警察官A(女性)については大学卒業の程度で、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。
基礎能力検査	言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力につき、警察官A(男性)及び警察官A(女性)については大学卒業の程度で、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については高等学校卒業の程度で、それぞれ多肢選択式による検査を行う。
論文(作文)試験	教養試験を選択した受験者に対し、警察官A(男性)及び警察官A(女性)については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験(論文試験)を、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験(作文試験)を行う。
体格・体力検査	教養試験を選択した受験者に対し、職務遂行上必要な体力について、腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。
資格技能審査	語学(英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語)、情報処理、財務、武道(柔道・剣道・空手道)、スポーツ経歴及び文化部門経歴について、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。 なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、加点を行う。

備考

一 教養試験及び基礎能力検査は、受験者が申込みの際にいずれかを選択するものとする。

二 論文(作文)試験は、第二次試験として評価する。

2 第二次試験

試験の方法

内 容

基礎能力検査を選択した受験者に対し、警察官A(男性)及び警察官B(女性)については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験(論文試験)を、警察官B(男性)及び警察官A(女性)については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験(作文試験)を行う。

口述試験

人柄、性向等について面接等による試験を行う。

適性検査

素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。

体格・体力検査

職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。なお、その基準は、別表のとおりとする。

身体検査

健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。

六 試験の期日及び場所

1 第一次試験

試験の方法	期 日	試 験 場
教養試験	令和八年五月十日(日曜)	千葉県内の千葉県警察本部が指定する施設
基礎能力検査	令和八年四月二十七日(月曜日)から五月十日(日曜日)までのうち、受験者が選択する日	SPI3テストセンター会場(リアル会場又はオンライン会場)のうち、受験者が選択する会場

2 第二次試験

令和八年六月上旬から下旬までの間に行う。

なお、詳細は、千葉県警察本部のホームページにおいて発表する。

七 合格者の決定及び発表

1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和八年五月二十一日

(木曜日)(予定)に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、令和八年八月上旬に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。なお、可否の結果について書面により本人に通知する。

八 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。

なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者(以下「名簿登載者」という。)のうちから、千葉県警察本部長が名簿登載者の意向を確認した上、その採用の時期とともに決定する。

九 受験手続

1 申込方法

インターネットによる申込みを原則とする。ただし、郵送及び持参による申込みを妨げるものではない。受験申込用紙を希望する場合は、令和八年三月十三日(金曜日)までに千葉県警察本部警務部警務課(千葉市中央区長洲一丁目九番一号)まで申し出ること。受験申込書は、同課宛てに提出すること。

2 受付期間

令和八年三月六日(金曜日)から二十六日(木曜日)までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの(郵送の場合は同日までの消印のあるもの、持参の場合は同日午後五時までに持参したもの)に限り受け付ける。

十 その他

1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。

2 受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

別表

検査項目	基 準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行上支障がないこと。
関節及び五指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。
腕立て伏せ	
反復横跳び	

立ち幅跳び  
握力

備考 教養試験を選択した受験者については、第二次試験において腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査は実施しない。

令和八年度千葉県警察官採用試験（県外共同募集）の実施  
職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第六条の規定により、令和八年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。  
令和八年三月六日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

一 試験の実施形態  
この試験は、秋田県、山形県、愛知県、広島県、福岡県及び沖縄県（以下それぞれの県を「地元県」という。）において地元県の人事委員会（地元県の人事委員会から委任を受けた機関を含む。以下同じ。）が実施する試験と共同して行う。

二 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員
警察官A（男性） 警察官B（男性）	二九名程度

三 職務の内容

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務  
給与

この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。

試験職種	適用給料表	職務の級	号給
警察官A（男性）	公安職給料表	一級	二九号給
警察官B（男性）	〃	〃	一三号給

備考 警察官A（男性）については大学卒業、警察官B（男性）については高等学校卒業の場合を示してある。

五 受験資格

試験職種	学歴	年齢・性別
警察官A（男性）	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学を卒業した者又は	年齢は、上限を平成三年四月二日生まれとする範囲内で、地元県の要件を適用す

令和九年三月末日までに卒業見込みの者  
二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者  
性別は、男性とする。

警察官B（男性）  
警察官A（男性）の学歴に該当しない者  
年齢は、上限を平成三年四月二日生まれ、下限を平成二十一年四月一日生まれとする範囲内で、地元県の要件を適用する。  
性別は、男性とする。

日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者及び平成十一年改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験できない。

六 試験の方法

試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験の合格者でなければ受験することができない。

1 第一次試験

試験の方法	内容
教養試験	警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官A（男性）については大学卒業の程度で、警察官B（男性）については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。
論文（作文）試験	警察官A（男性）については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験（論文試験）を、警察官B（男性）については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験（作文試験）を行う。

備考 論文（作文）試験は、第二次試験として評価する。

なお、論文（作文）試験を実施しない地元県については、第二次試験で実施する。

2 第二次試験

試験の方法	内容
-------	----

口述試験	人柄、性向等について個別面接による試験を行う。
適性検査	素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。
体格・体力検査	職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。
身体検査	健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。

備考 一部の地元県については、適性検査の全部又は一部を第一次試験において実施することがある。

七 試験の期日及び場所

1 第一次試験

令和八年度に地元県の人事委員会が実施する警察官採用試験と同一の期日及び場所で行う。

2 第二次試験

第一次試験日以降、原則として地元県内で行う。

なお、詳細は、千葉県のホームページにおいて発表する。

八 合格者の決定及び発表

1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、千葉県のホームページでその受験番号を発表する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、千葉県のホームページでその受験番号を発表する。

なお、可否の結果について書面により本人に通知する。

九 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。

なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。

なお、採用は、令和九年四月一日以降の予定である。

十 受験手続

1 受験申込用紙の交付及び受験申込みの受付は、地元県の人事委員会の指定する機関で行う。

2 受付期間は、地元県の人事委員会が実施する警察官採用試験の受付期間と同一とする。

十一 その他  
試験の詳細については、別に地元県の人事委員会において受験案内が作成されるので参照すること。

別表	
検査項目	基準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。
色覚	職務遂行上支障がないこと。
関節及び五指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。
腕立て伏せ	
反復横跳び	
立ち幅跳び	
握力	

購読料 本号 一部

三六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八